

○柳井市総合計画審議会条例

平成17年 6 月 30日 条例第182号

改正

平成20年 3 月 26日 条例第 1 号

平成23年 3 月 25日 条例第 1 号

柳井市総合計画審議会条例

(設置)

第 1 条 柳井市総合計画を策定するため、柳井市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 経済産業、教育文化、医療保健、まちづくり等の公共的団体等の代表者又は当該団体等の推薦を受けた者

(3) 公募による市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、審議会における調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
(意見の聴取)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日条例第1号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日条例第1号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。